第12巻第4／5号<通巻65／66号>　平成14年（2002年）9月30日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

65/66
合併号

Vol.12-4/5

財団法人
国際緑化推進センター

ヨハネスブルグ・サミット、実施文書に違法伐採対策強化を明記

本会議場

1992年の地球サミットから10年を経て、同サミットで合意したリオ宣言、アジェンダ21などの目標達成状況を検証し、さらなる行動を促すための「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」（通称、ヨハネスブルグ・サミット／環境・開発サミット）が、8月26日～9月4日、南アフリカのヨハネスブルグで開催された。世界各国の首脳をはじめ（首脳級会合は9月2日～4日）、関係閣僚、国際機関の長、政府関係者らが参加した。また現地には、会議に市民の声を反映させるために提言活動などを行うNGOなども、世界中から多数訪れた。

各国首脳に混じって日本からは小泉首相が出席し、開発・環境面での人材育成などの具体的支援策を盛った「小泉構想」をもとに、わが国として貢献していく決意を表明した。

持続可能な開発に向けたアジェンダ21の実施促進のための指針を示す「実施文書」については、会議に先立つ準備会合でも話し合いが行われてきたが、今交渉では衛生・再生エネルギーの数値目標などで難航、4日に決着をみて首脳級全体会合で採択された。600項目にも上る実施文書には、森林の役割の重要性や、違法伐採への国際的な取り組みの必要性などが盛りこまれた。

また、持続可能な開発に向けて各国首脳の政治的意志を示す政治宣言「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」も4日、首脳級全体会合で採択された。

サミットでは、これら政府間合意に向けた活動（タイプ1）のほか、任意枠組みの行動プロジェクトの立ち上げなど（タイプ2）も行われた。

今回のサミットに関しては、実施文書などで数値目標や行動指針の具体性などに不満を抱くNGO側からは、「失敗に終わった」「失望した」などと、批判の声も多い。

（サミットについては本誌3～4頁、5～6頁、15～16頁に関連記事）

「アジア森林パートナーシップ」に関する国際会議、東京で開催

わが国（外務省、林野庁）とインドネシア両政府主催による「アジア森林パートナーシップ」に関する国際会議が、7月31日、東京で開かれた。参加したのは、アジア・欧米諸国18ヵ国、10国際機関、NGOなど。

「アジア森林パートナーシップ」とは、アジアの持続可能な森林経営の推進を目指して、アジア諸国（主に東南アジア諸国連合）、G8など援助国、国際機関、NGOなどが、違法伐採や森林火災予防、荒廃地の復旧（植林）などの活動を通じて協力していくための枠組み。わが国とインドネシアが創設を提唱した。

当日の国際会議では、▽植林を含む荒廃地の復旧と森林火災の予防▽違法伐採対策について、取り組みの事例が報告された。参加者からはとくに違法伐採対策について意見が続出し、木材輸出国のみならず木材輸入国側の責任ある対応の必要性などについて議論された。

会議に先立つ午前の政府間準備会合では、ヨハネスブルグ・サミットのために国連事務局に提出するアジア森林パートナーシップに関する文書を作成した。その概要は以下のとおり。

●アジア地域の持続可能な森林経営を促進するために、特に緊急を要する課題である▽良い統治と森林法規の実行▽　効果的な森林経営のための人材育成▽違法伐採の抑制▽森林火災の抑制▽荒廃地の復旧と再植林――を推し進める。

●パートナーシップ参加者が協力する分野は、▽衛星データを用いた森林経営の基礎資料の提供▽森林火災の防止・抑制のための研究、情報交換、衛星データ等の活用▽荒廃地復旧のための植林推進▽環境に配慮した伐採や違法伐採対策ガイドラインの策定・実施▽木材追跡能力の開発と向上、ラベリング等証明制度の導入▽違法に伐採された木材の輸出入を廃絶するために輸入国・輸出国双方が効果的な手段を促進▽違法伐採に関する地域的データを共有する事業の開発など。

●期待される結果は、▽既存の二国間・多国間協力の活動強化、効率向上▽新たな二国間・多国間活動の発掘と実施。

●当初の活動期間は5年間。

●政府開発援助（ODA）や非公的資金など種々の資金源を活用する。

来年度の林野庁概算要求、温暖化防止森林吸収源対策に重点

平成15年度の林野庁関係予算の概算要求額は5352億円、対前年度比117・3％となった。これは、対前年度で公共3％減、非公共2％減の基礎額に120％乗じた額まで要求を受け入れるとした今回の財務省基準を踏まえたもので、今後、減額査定されていく。内容は、来年度が地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策の初年度となることから同対策を推進する事業の重点化を図った。

このうち、国際林業協力関係の新規事業は5本。グリーン開発メカニズム（CDM）植林による吸収量の算入が1990年排出量の1％まで認められることになり、わが国の削減約束達成にも貢献することから、ほとんどがCDM関連となっている。

「衛星利用海外植林適地GIS情報整備事業」は、人工衛星を利用して共同実施（JI）／CDM植林の対象地を選定し、適地に関するGIS情報の整備を行うもの。委託先は、森林総合研究所で、5年間の事業とし、初年度2億円を要求している。

「CDM植林ベースライン調査事業」は、CDM植林事業への事業者の参入を容易にするため、基礎情報としてベースライン値の分布情報等を提供するもの。実施主体は、海外林業コンサルタンツ協会。5年間事業で、初年度要求額4800万円。

「CDM植林技術指針調査事業」は、CDM事業申請先の運営組織が行う事業適格性審査をクリアするための事業者向け技術指針を作成するとともに、途上国およびわが国の事業者にCDM植林造成技術指針を提供するもの。実施主体は、海外産業植林センター。5年間事業として初年度3200万円を要求。

「CDM植林人材育成事業」は、途上国およびわが国のCDM植林プロジェクト・スタッフの人材育成を行うもの。実施主体は、国際緑化推進センター。5年間事業とし、初年度2600万円を要求。

「森林吸収源計測・活用体制整備強化事業」の中に繰込まれた「CDM植林基礎データ整備」は4年間事業で初年度要求は2700万円。14年度から国際緑化推進センター主体で実施されているCDM植林促進技術開発事業はこの事業に統括される。

●65 / 66号合併号――目次●

国際緑化ニュース …… 1
レポート＜ヨハネスブルグ・サミット報告①＞…… 3
レポート＜ヨハネスブルグ・サミット報告②＞…… 5
特集＜吸収源ＣＤＭに関する最近の動き―SBSTA16―＞…… 7
トピックス …… 9
ＮＧＯ紹介 ＜地球の友と歩む会＞……10
プロジェクト追跡 ……11
＜JICA：マラウィ国シレ川中流域、森林復旧・村落振興モデル実証調査＞
ワールドレポート ＜ネパール＞…… 13
Green Earth 講座＜ヨハネスブルグ・サミット政治宣言＞ ……15
センターの活動／その他の情報／基金へのご協力 ……17

表紙写真：カンボジア北西部シェムリアップ州、メコン川の氾濫原トンレサップ湖の周辺に広がる浸水林。雨季後半には水深が7～8mに達する。漁業資源や大型水鳥の繁殖地として貴重な生態系。水浸した木々（*Barringtonia acutangula (L.) Gaertn*）の間でエビをとる子供たち　＜写真提供／吉田憲悟＞

●ヨハネスブルグ・サミット報告①

議論から行動へ――政治宣言、実施計画を採択

――持続可能な森林経営の達成は「持続可能な開発」に不可欠と位置づけ――

林野庁海外林業協力室課長補佐　今泉裕治

平成14年8月26日から9月4日までの間、南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて、「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD：World Summit on Sustainable Development）」が開催された。

わが国からは、小泉総理、川口外務大臣、大木環境大臣、遠藤農林水産副大臣を始めとする政府関係者のほか、NGO有識者や地方自治体の首長、国会議員、産業界関係者など顧問としての参加者を含む総勢500名近い政府代表団が組織され、林野庁からは、木材貿易対策室森田課長補佐、水源地治山対策室馬場補佐そして筆者の3名が出席した。

1、会議の概要

会議においては、持続可能な開発の実現に向けた各国首脳の決意を示す「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」（いわゆる「政治宣言」）、1992年の「地球サミット」で採択された「アジェンダ21」の実施を促進するための取組みを掲げた「実施計画」が採択されるとともに、わが国を始め各国・国際機関等が自主的に行う取組み（いわゆる「タイプ2プロジェクト」）が多数提案された。また、各国政府や国際機関、NGO等の主催によるセミナーなどサイド・イベントも数多く催された。

このうち「実施計画」においては、森林の多面的な便益の重要性が認識され、持続可能な森林経営の達成が「持続可能な開発」に不可欠な目標として位置付けられるとともに（パラ43）、そのための違法伐採に対する国際的取組みの必要性が盛り込まれるなど（パラ43(c)）、わが国の従来からの主張が適切に反映された。

2、実施計画における森林関連部分の概要

今回採択された「実施計画」の森林に関する部分（パラ43）の概要（要約）は以下のとおりである。

◇

持続可能な森林経営は、貧困撲滅、森林減少の緩和、生物多様性の損失や土地・資源の劣化の防止、食料安全保障及び安全な飲料水並びにエネルギーへのアクセス改善のための重要な手段であり、森林及び樹木がもたらす多面的な便益を強調し、地球と人類の安寧に貢献する。関心国の政府とその他の利害関係者との間のパートナーシップによる持続可能な森林経営の達成は、持続可能な開発に向けた不可欠な目標である。これには、以下の行動を含む。

(a)統合的なアプローチを通じて森林部門と他の部門のつながりを考慮しつつ、持続可能な森林経営を国際的政治議題の優先事項として承認することにより、これを達成するための政治的なコミットメントを強化すること。

(b)持続可能な森林経営の実施・促進のための重要な政府間メカニズムとして、「森林に関する協調パートナーシップ（CPF）」の支援を得て、国連森林フォーラム（UNFF）を支持すること。

(c)国際社会からの支持を得つつ、国内の森林法規の実行と林産物の違法な国際貿易について早急な行動を起こし、これらの分野における国内法制度の実行に関する能力開発を提供すること。

(d)持続可能な伐採の実現手段の普及・促進並びに資金の供給及び環境上適正な技術の移転・開発の促進のために国及び国際レベルで早急な行動を起こすことで、持続可能でない伐採に対処すること。

(e)現在貧困及び最も著しい森林減少率に苦しみ、政府から国際協力が歓迎されるであろう地域のニーズに対応するためのイニシアティブを策定・実施すること。

(f)資金供給の増加、環境上適正な技術の移転、貿易、能力開発、森林法規の実行と統治、並びに森林に関する政府間パネル（IPF）と森林に関する政府間フォーラム（IFF）の行動提案を含む持続可能な森林経営を実施するための統合的な土地・資源管理を促進するために、パートナーシップ及び国際協力を構築し、強化すること。

(g)各国及びCPFによるIPF／IFFの行動提案の実施を加速し、2005年の進捗状況の評価に貢献するためにUNFFへの報告を行う努力を強化すること。

(h)先住民及び地域社会の持続可能な森林経営への全面的かつ効果的な参加を確保するために、先住民及び地域社会に根ざした森林経営システムを認識し、支援すること。

(i)UNFF、CPFメンバー並びにその他の森林関連のプロセス及び条約と緊密に協力し、全ての利害関係者の参加を得つつ、森林生物多様性に関する生物多様性条約の新たな作業計画を実施すること。

◇

3、アジア森林パートナーシップの発足

8月30日には、わが国が提唱したタイプ2プロジェクトの発表会が行われた。これにより、アジア地域の持続可能な森林経営の促進を目的として、関係国・国際機関・NGO等が違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧（植林）などの活動を通じて協力していくため、わが国とインドネシア政府が提唱した「アジア森林パートナーシップ（AFP）」が正式に発足する運びとなった。

AFPには、今回の会議前までにタイ、カンボジア、米国、英国など12ヵ国、国際林業研究センター（CIFOR）、国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）など8国際機関と、NGOのザ・ネイチャー・コンサーバンシーが正式に参加を表明していたが、会議期間中に新たに中国、フィンランドが正式に参加を表明したほか、マレーシア、ロシアも参加の意向を示した。

4、サイド・イベント

8月29日には、地球環境行動会議（GEA）、外務省、林野庁の共催により、「持続可能な森林経営」に関するセミナーを開催した。同セミナーでは、清水嘉与子GEA代表幹事（参議院議員、元環境庁長官）の議事進行により、谷津義男GEA代表幹事（衆議院議員、元農林水産大臣）による違法伐採問題に関する基調講演のほか、アジア森林パートナーシップの紹介、NGOを含む200名近い内外の参加者との活発な議論等が行われ、清水議長による議長総括で締めくくられた。

今回の会議期間中、このセミナーのほかにも、欧州連合（EU）、米国、ITTOを始め各国、国際機関、NGO、産業団体等が違法伐採問題など持続可能な森林経営に関する多くのイベントを開催したが、いずれも多数の参加者を集め、森林問題への国際社会の高い関心が示された。

わが国からもこれらのイベントに積極的に出席し、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営への取組みの重要性を訴えたところであり（一部には遠藤副大臣が出席しスピーチを実施）、わが国の積極的な姿勢に対する理解を深めることができた。

5、おわりに

以上、WSSDの概要を報告したが、今回の会議に際しては、「持続可能な開発」の実現のため、議論に終始するのではなく具体的な行動を早急に起こすべきことが叫ばれ、各国、国際機関等が多数の「タイプ2プロジェクト」を提唱したのが一つの特徴である。

森林分野においては、わが国とインドネシア政府が主導する「アジア森林パートナーシップ」のほか、米国等が主導する「コンゴ流域森林パートナーシップ」などが発表され、開発途上国やNGOを含め国際社会から高い評価を得ていた。

今後、わが国としては、UNFFを始めとする国際的な政策対話の場に引き続き積極的に参画していく一方、これらの取組みを通じ、世界の森林の持続可能な経営に向けた具体的な行動を展開していくことが重要である。

●ヨハネスブルグ・サミット報告②

NGOとして参加して——

「持続可能な開発のための教育の10年の制定」などを提言

（財）オイスカ事務局次長　木附（きつき）　文化（ふみお）

「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」が開かれたヨハネスブルグには、会期中、同会議に市民の声を反映させるため、世界中から多くのNGOや一般市民が集まった。日本からも、NGO関係者ら総勢400人の市民が当地を訪れ、さまざまな活動を展開した。

事前に提言フォーラムを発足

今回のWSSDに先がけて、昨年11月、日本のNGO、NPO、個人などが集まって、「ヨハネスブルグサミット提言フォーラム」（以下、提言フォーラム）を組織した。その主旨は、個々の力では弱くて届きにくい声を、みんなで結集して提言としてまとめようというもの。（財）オイスカからもこの提言フォーラムに参加し、他のメンバーとともに過去1年間活動してきた。

目標到達までには紆余曲折があったが、WSSD開催を間近に、提言フォーラムとして次の三つの提案をすることで話がまとまった。

（1）再生可能エネルギーを2010年までに10％のレベルまで持っていくことを訴える。

（2）「国連・持続可能な開発のための教育の10年」（以下、国連…教育の10年）の制定を訴える。

（3）環境問題解決のため、市民参加を促し情報公開を進めることを訴える。

現地で多彩な活動を展開

提言フォーラムとしては約40人が現地に赴き、政府間会議が行われている会期中、ワークショップの主催・共催をはじめ、ブース出展、政府代表団への提言活動など多彩な活動を行った。また、日本からの参加者たちへの支援として、毎日、会議の進行を伝えるミニ新聞を発行して配布した。

さまざまなテーマで開催したワークショップのうちの一つ、「国連…教育の10年」に関するワークショップは、8月26日から9月2日までの間、全5回行った。その最初の日には、大木環境大臣や山下副大臣にも出席いただき、政府としての関心の高さを表明された。

持続可能な開発と教育

開発途上国においては、とくに貧困削減のための教育の充実が緊急な課題である。まず初等教育ですべての子供たちが読み書きそろばんをしっかり習うこと。それから、豊かな生業・生計につながる基礎能力を育む教育・学びの機会がすべての子供たちに充分与えられるようにすることが必要ではないかと思う。そのためには、その土地の自然、伝統、文化、経験に基づいた教育が重要であり、その意味で多様性の尊重が大切ではないかと思う。

「国連・事持続可能な開発のための教育の10年」

提言フォーラムとしての前記三提案のうち、とくに「国連…教育の10年」の制定については、WSSDで採択された「実施文書」に反映された（パラ117）。

小泉首相もヨハネスブルグにおけるスピーチのなかで、「持続可能な開発のためにまず重要な要件は人である。このたび日本政府は、日本のNGOとともに、『国連・持続可能な開発のための教育の10年』を制定するように提案した」と、教育・人造りの重要性に触れ、各国首脳から大きな拍手を得たとのことであった。

この「国連…教育の10年」は、まだ実施が決まったわけではない。だが、WSSD採択の実施文書の中に、"国連総会に制定を検討するよう勧告する"と明記されていることから、ほぼ実現すると考えてよい。

しかし、この「国連…教育の10年」のなかで、何をどのように実施していくかが重要である。これまで、「婦人の10年」などさまざまなテーマで"国連の10年"が制定されたが、残念ながら不首尾に終わっているものも多い。多くの人が、そうした制定さえも知らなかったのが実状だ。

「国連…教育の10年」が本当に実りあるものとなるためには、できるだけ多くの主体が関わっていくことが必要だと思う。国連機関のほか、すべての国において、政府、NGO、NPO、企業、大学、研究機関、労働組合、その他いろいろな主体が積極的に取り組んでいける雰囲気と枠組み作りが不可欠だ。そして相互の主体が積極的に協力し合う体制が必要である。

ナズレック会場で開かれたNGO総会（2002年8月27日）

ナズレック会場を訪れた南アフリカの女子学生

期待したいユネスコの活動強化

ヨハネスブルグで行った私どものワークショップには、国連教育科学文化機関（UNESCO＝ユネスコ）からも代表が出席した。このユネスコに、3年前、日本人の松浦事務局長が就任した。長い間ユネスコを離れていたアメリカが、つい最近、メンバーとして再加盟する意思を表明したが、これは松浦事務局長をトップに、改革に努めたユネスコの努力の成果である。また、それを支援した日本政府などの働きも大きい。

松浦事務局長は、今回ヨハネスブルグでのスピーチで、教育と文化に一層力を入れていきたいと述べ、「国連…教育の10年」の提案にも触れた。

森林問題と教育

WSSDでは、減少・劣化が進む世界の森林問題の対応策も議論されたが、荒廃した伐採跡地の再植林や、健全な森林・生態系の回復を進めるためには、当然、そのための教育活動が必要である。

森林は、さまざまな役割を果たす。たとえば、ざっと列記しただけでも次のような点が挙げられる。

▽森林は大気中の二酸化炭素濃度を調節し、地球環境を守ってくれる▽森林はおいしい空気を生み出す▽森林は雨水を蓄え、冷たく清らかな水を提供してくれる▽森林は、木材のほかさまざまな林産物を生み出し、生活に必要な物資を提供してくれる▽森林は暴風雨から人や家屋を守ってくれる▽森林は崖崩れを防いでくれる▽森林は土壌浸食を防いでくれる▽森林は日射をさえぎり心地よい日陰を作ってくれる▽森林には多様な動植物や微生物が生息する（生物多様性の保全）▽森林は魚の繁殖を助ける（魚附き林）▽森林は農林漁業振興の基盤である—

このように地域の生活や生産活動を支える森林の大切な役割を、すべての人々がよく理解し、豊かな森林を守り育てる意識を育むことが重要である。そのための教育や啓発活動の充実を、「国連…教育の10年」の目標の一つとすべきだと思う。その方策としては、たとえば森林の役割などについて誰にでもわかりやすく説いた教育資材の作成など、学校教育の内外を問わず幅広い領域での効果的な教育・啓発方法の開発が望まれる。

特集

気候変動枠組条約における吸収源CDMに関する最近の動き

――第16回補助機関会合（SBSTA16）での議論を中心に――

林野庁海外林業協力室　海外植林推進調整官　堀　正　彦

地球の各地でさまざまな異常気象が報告される昨今、地球温暖化問題に対する関心は急速に高まってきている。温暖化防止への対策が急がれる中で、温室効果ガスの排出そのものを削減する努力は言うに及ばず、温室効果ガス（とくに二酸化炭素）を吸収する森林の役割に大きな関心と期待が寄せられるようになった。

これまでの経緯

気候変動枠組枠組条約と同条約の下で締結された京都議定書の中では、このような森林の温室効果ガス吸収源としての役割を評価し、植林活動を温暖化防止対策の中に盛り込むこととされている。だが、具体的にこれをどう扱うかについては、議定書実施のための合意を得る上で大きな問題点となった。これは、「このような活動を温暖化防止対策として認めることが、実際に温室効果ガスの排出量を削減するという本来の条約の目的を損なう」と考える各国（ブラジル等途上国およびEU等）と、「このような対策を認めることにより、比較的低いコストでより高い目標を達成できる」と考える各国（日本、カナダ、米国等）との対立であったと理解できる。このような意見の相違は、今後の議論の中でも常に現れてくるものと予想される。

吸収源としての森林の取り扱いを含む議定書実施に関する交渉は、最終的には2001年7月にドイツのボンで開催された第6回締約国会議再開会合においてようやく基本的な合意がなされ、続く同年11月、モロッコのマラケシュで開かれた第7回締約国会議で法的文書が採択された（マラケシュ合意）。

これにより、国内森林経営活動にかかる考え方はほぼ固まったが、先進国と途上国が共同で行うクリーン開発メカニズム（CDM）における植林（吸収源）の取り扱いについては、新規植林、再植林のみがその対象となることは決定されているが、その方法論については、2003年に開催予定の第9回締約国会議（COP9）までに決定されることとなっている。

京都議定書（Kyoto Protocol）における約束は、約束を負った先進各国が、2008年から2012年までの5年間の温室効果ガスの排出量の年平均を、それぞれの国の1990年の排出実績の何%以内に抑えるか（すなわちその数量が当該国の排出権となる）という形でなされている。わが国の場合、その割合は94%（すなわち6%分の削減が必要）であり、米国が93%、EU92%などとなっている。

この約束を守るためには、一義的には実際の排出量を自国の排出権の枠内に抑えればよいわけであるが、それ以外に国外において温室効果ガスの排出量の削減または植林による吸収を行うことにより、追加的な排出権としてのクレジットを獲得し、約束を達成することもできる。このうち、先進各国が途上国において活動を行いクレジットを獲得するものが、CDMである。

第16回補助機関会合

気候変動枠組枠組条約の下で、本年6月5日から14日まで、第16回補助機関会合（SBSTA16等）がドイツのボンで開催された。同会合では、2003年12月に開催される第9回締約国会議での合意を目指し、吸収源CDMに関連する定義・方法論について議論が開始された。

検討スケジュールから難航

このSBSTA16に先立ち、本年4月、吸収源CDMに関する議論・交渉をどのように進めるべきかについてのワークショップがイタリアのオルビエートで開催され、20数ヵ国から約40名が参加した。このワークショップでは、▽SBSTA16で定義について合意を得る▽続く会合においてその他の重要な問題点について順次議論する、との検討スケジュール（Terms of Reference）が作成され、SBSTA16に勧告されることが決まった。

SBSTA16では、この報告とともに検討スケジュールが示された。当初、ただちに承認されて実質協議に入れるものと期待されていたが、途上国グループ（G77プラス中国）〈一部はワークショップに参加〉が、限定した参加国によるワークショップの勧告は議論のたたき台であり、これを基にコンタクトグループにおいて議論を開始すべきと主張。結局、今後の検討スケジュールから議論し直すこととなった。

この中で、途上国側は、▽各国による報告の方法や炭素吸収量の算定の方法に関しても排出源CDMとは異なる点があり、十分な議論が必要である▽各国からの意見提出の機会を多くする▽補助機関会合の間にさらなるワークショップを開く、などを主張した。そこで、3回のコンタクトグループ会合を経て、これらの主張を取り込んだ検討スケジュールが合意された。

また、この検討スケジュールにおいては、とくに非永続性、追加性、リーケージ、不確実性、社会的・環境的な影響（生物多様性に対する影響を含む）の問題についても十分考慮すべきとしている。この議論の過程で、もともと吸収源CDMは問題が多いとして反対してきた経緯があるブラジルは、これらの問題点について十分な検討を行い、対策を立てる必要があると述べ、また中国も、ODAの流用の問題も含め、追加性について厳しい見方を示した。このように両国は、吸収源CDMに対して厳格な規制を課してその活用を制限しようとの姿勢が窺われた。

森林の定義についての議論

その後、残されたわずかな時間で森林の定義についての議論が行われた。わが国およびカナダから、途上国においては基準年に森林であったかどうかを判定するデータ等に問題があることから、国内森林経営に関する定義において採用されている1989年末の基準年をさらに柔軟に適用する必要がある旨主張した。これに対し、タンザニアから賛成の意見が表明されたが、G77プラス中国は議論のぶり返しであると反発。つまり、定義については、基準年も含め国内の再植林のものと同様にすべきとの立場に固執した。また、EUおよび豪州からは、同じ吸収源活動に関し国内の再植林とCDMの再植林とで二つの異なった基準年を採用することには問題があるとして、反対の意見が表明された。

結局、定義の問題については、時間が充分でなかったことから今後さらに議論していくこととされた。

おわりに

森林に関心のある東南アジアおよび中南米諸国は、基本的に吸収源CDMに大きな興味を持っているとみられる。これら諸国の森林担当者らからは、気候変動枠組条約関連の会合のみならず、さまざまの機会において吸収源CDMプロジェクト誘致への期待が表明されている。また、今回の森林の定義の問題についても、わが国の提案に対し、議場外では賛同の姿勢を見せる国が少なからずあった。にもかかわらず、議場では明確な発言は行わなかった。これは、気候変動枠組条約関連の議論に各国の森林担当者が直接に関与していないための知識の不足、国全体としての政策決定に対する影響力の不足に加え、途上国間の力関係の問題もあると考えられた。

今後、この議論は、本年10月にインドのニューデリーで開催されるCOP8（SBSTA17も並行して開催）を皮切りに、COP9に向けて継続されることとなる。だが、その道程には、吸収源CDM特有の非永続性の問題や、ベースラインの設定、リーケージへの対応方法など、意見割れが予想される困難な問題点が数多く残されている。

吸収源CDMを促進するというわが国の基本的立場からすると、定義の問題に関する先の議論の様子から考えても、厳格な規制の下に置こうとする各国との厳しい交渉が予想される。今後とも、吸収源CDMに興味のある各国と連携をはかり、国としてこれを支持する姿勢を明確にするよう求めるとともに、カナダなど先進各国とも協力して、わが国の考え方が広く認められるよう努める必要がある。

世界初の衛星画像雲取りフィルター技術、森林総研らが開発

地球温暖化やエルニーニョの解析を大きく進展させる画期的な「衛星画像雲取りフィルター技術」が、このほど、森林総合研究所、科学技術振興事業団、農林水産研究計算センターの共同で開発された。

人工衛星からの写真画像は地球上のさまざまな情報を提供し、森林や環境の継続観測などに不可欠なものとして利用されているが、雲や霧、スモッグで地表の様子が撮影できないことも多く、観測の障害となっている。こうした場合の従来からの処理方法では、分解能力が粗くなる、重要な情報を的確な時期に捉えられないなど、多くの問題があった。

今回開発された雲取りフィルターは、同一地域を撮影した複数の衛星画像から、撮影時の雲の影響を排除して10日間隔で地表の様子を表示できるようにする技術。撮影地点の季節変化をコンピューターでモデル化し、実際の衛星データを当てはめることで雲のない画像が再現される。

この技術により、地表面の温度や植生の様子が連続して観察できることから、森林のモニタリングを通じた地球温暖化の解析や、植生の乾燥状況に基づく森林火災の危険度評価などが可能になる。農作物の作況予測にも役立てられるほか、海洋面の温度データの観測にも活用できるなど、適用範囲はきわめて広い。

開発した森林総研はすでに同技術を用いた観測を開始しており、温暖化の影響などの解析が進んでいる。

今年の「緑の募金」国際緑化支援は51事業

「緑の募金」秋の緑化キャンペーンが9月1日に始まった。（社）国土緑化推進機構が全国の緑化機関や自治体、コンビニ、労組など1万5000事務所・事業所と連携して行う。今回のスローガンは「緑の募金でCO₂ダイエット！」。地球温暖化防止に向け、森林づくりや循環型社会実現のための理解と参加を呼びかける。10月末まで各地で緑化イベントを開催するほか、森林ボランティア活動の場200ヵ所を提供する。

一方、集まった緑の募金を活用して緑のボランティア活動を支援する国土緑推の「平成14年緑の募金中央事業」189事業が決まった。支援交付金の総額は2億8400万円。

このうち、海外で行うプロジェクトに対する国際緑化支援は、51件（公募事業46件、直接事業5件）。テーマは、砂漠化地域の緑化、熱帯林等の保全（草地の植林、天然林の保全、マングローブ植林、希少樹種・自生樹種の育成）など。実施地域はアジアに集中し、その数47件。内17件が中国のほか、フィリピン、ネパール、ベトナム、ミャンマー、パキスタン、タイ、カンボジア、インド、アフガニスタン、モンゴル、インドネシア、マレーシア。アジア以外では、タンザニア、ロシア、オーストラリア、ソロモン諸島が各1件。

国土緑推では、緑の募金以外にも緑のボランティア活動支援2事業を行っており、3事業合わせて720の国内外プロジェクトを支援する。

国際緑化推進センター前会長 向坊隆氏が逝去

日本の原子力の権威として知られ、当センター第2代会長を務めた向坊隆（むかいぼう・たかし）氏が、7月4日、心不全のため亡くなった。享年85歳。

東京大学工学部助教授から在米日本大使館に科学担当書記官として赴任し、東大復帰後は、同大はじめ各国立大の原子力工学科の創設に尽力。教授になり、工学部長を経て、1977年から81年まで第21代東大学長を務めた。原子力平和利用国際会議の日本代表、原子力委員会委員長代理、日本原子力産業会議会長など専門分野の重職のほか、日中協会会長など幅広い領域の役職をこなした。

国際緑化推進センターの会長には、大来佐武郎初代会長の跡を受けて1993年に就任。99年の退任まで6年間、未だ草創期にあった当センターの礎づくりに貢献した。謹んで哀悼の意を表します。

インドネシアで植林事業、インドで井戸建設など給水事業

特定非営利活動法人
地球の友と歩む会

水・緑・人をテーマに複合的な取り組みをめざす

特定非営利活動法人「地球の友と歩む会」は、1986年に開設された「アジア協会アジア友の会東京事務所」を前身とし、98年に組織を改編、名称も改めた。特定非営利活動法人格の取得は99年。

“平和な住み良い社会の創造と豊かな自然環境の保全”を目標に掲げ、インドとインドネシアの農村部で「水・緑・人」を中心課題として協力活動を行っている。会員数は約400名。本部は東京で、インドとインドネシアにそれぞれ駐在員を派遣している。

前身組織のころから継続しているインドとインドネシアでの事業では、複数の現地NGOと密接に協力し、地元住民の関与と参加を第一義に生活環境の改善と生活向上のための取り組みを行っている。

インドの事業地は、中西部マハラシュトラ州プーナ郊外、南部のカルナータカ州バンガロール近郊とタミルナンドゥ州ナッタム地区の農村地域。慢性的な水不足と貧困に苦しむこれらの地域で、80年代から活動を続けている現地NGO3団体と連携し、井戸建設や給水パイプの敷設、女性と子供の生活改善などを行っている。井戸建設ではこれまで露天式井戸22基、堀削井戸12基を建設した。

インドネシアでは、バリ島から南東に約630キロ、同国最南部に位置するスンバ島（東ヌサトゥンガラ州の一部）で植林事業を実施している。

資源が乏しく、経済開発から取り残されたインドネシア最貧地域にあるスンバ島は、面積1万1000平方キロ（秋田県ほどの広さ）、人口約50万人。多くは農業や牧畜で生活している。かつてはチェンダナ（白檀）の島といわれ、豊かな原生林に覆われていたが、過剰な伐採や放牧、焼き畑などで激減。70年間に4000平方キロの森林が失われたといわれる。現在の森林被覆率は約10%。森林の減少は、水源の枯渇や土壌流出による土地の荒廃を招き、生活資源を森林に頼ってきた島民の生活に深刻な影響を与えている。

同会では92年から同島で、緑・水・土・人に複合的に働きかける取組を開始。植林のほか給水事業、農機具支援、指導者育成などを行っている。

植林ではこれまで、島内16ヵ村でマホガニー、果樹など約9万本を植えた。現地の状況を把握した各村常駐の技術指導者から苗木の種類や本数など必要な要求が伝えられ、これをもとに現地NGO（MBD）が参加住民の調整や情報収集、苗木調達などを行う。同会はその運営を支援し、事業全体を調整する。年2回、約2週間のワークキャンプを実施し、日本から訪れた市民が植林活動に参加している。

国内では、国際理解教育の推進や人材養成に努め、研修会への講師派遣、勉強会の開催、研修生や中学生グループ（訪問学習）の受け入れなどを行っている。一般参加者の海外研修ツアーも年8回実施している。

◆

特定非営利活動法人 地球の友と歩む会
〒102-0071 東京都千代田区富士見2―2―2 東京三和ビル201号
電話：03-3261-7855
FAX：03-3261-9053
Eメール：life@earth.email.ne.jp
URL：http://www.ne.jp/asahi/life/home/

丸裸の丘に92年の植林でできたマホガニーの林

現地NGOのMBDスタッフと打ち合わせ

植え穴用の堆肥を運ぶワークキャンプ参加者

☆プロジェクト追跡☆

国際協力事業団

マラウィ国シレ川中流域、森林復旧・村落振興モデル実証調査

住民主体の天然資源管理を目指した技術支援

実施の背景と経緯

アフリカ大陸の南東部、アフリカ第三の大湖マラウィ湖の西側にあるマラウィ共和国は、北海道と九州を合わせたほどの面積の小国である。

南部の隣国モザンビークに近い地域は準平原で、この中をマラウィ湖からのシレ川が流れ、そこに最大の都市ブランタイアがある。この地域の人口密度は高く、農耕地の拡大と土壌流出による生産力の低下が進行している。また、都市への薪炭材供給や、カスタマリー・ランド（慣習的に共同体により管理されてきた土地）の規範崩壊などで森林が減少している。そのため、もともと生活基盤の脆弱な地域住民は一層貧困状態におちいり、さらにHIVエイズの罹病拡大により、地域社会の崩壊が引き起こされているとされる。

このため、日本政府はマラウィ国政府の要請を受け、1999年から2000年にシレ川中流域を対象に「シレ川中流域森林復旧計画調査」（三祐コンサルタンツ・日本工営）事業を実施し、その上で、モデル地域内の24村を対象に村落天然資源管理計画を策定した。この計画について、マラウィ政府よりパイロット事業の技術協力要請がなされ、これを受けて国際協力事業団（JICA）では、2002年4月より3年間の「シレ川中流域における森林復旧・村落振興モデル実証調査」の実施に合意・署名した。この現地作業調査団には、三祐コンサルタンツの柴田俊英さんが団長として滞在されている。私は実証調査の監理委員を依頼され、6月初旬、短期間ではあるが対象地域を訪れ、その現状と問題点を知ることができた。

プロジェクトサイトの現状と取組

マラウィの森林・林業については本誌33号にすでに福山誠氏が紹介されているので、それを参照されたい。

本調査の対象地域は、シレ川支流のルンツ川南側の約3800㌶で、この中に24の小さな村落が点在する。丘陵地はほぼ開墾され、トウモロコシ収穫後のまだら模様の畑が広がる。まとまった森林はないが、山岳地に一部、緑が覆う。フランスカイガンショウの植林地である。この植林地がもっと広がっていたのだが、薪炭材として伐採され、現状の禿山になってしまったのだという。実際、田舎道でも荷台に木炭を載せた自転車に次々とすれちがった。国道横でも木炭や薪がたくさん売られていて、薪炭が必需であることが実感できる。

本実証調査は、村落振興および森林復旧についての試験的研究を実施し、その成果をもとに村落天然資源管理計画の行動計画や有用事例集、マニュアルを作成し、それらに係わる技術を移転するとされている。それもわが国からの派遣専門家や青年海外協力隊による指導でなく、マラウィの普及員による村落振興・天然資源管理活動の支援とされ、あくまで地域住民自身で考え行動すること、いわゆるインセンティブを期待しての支援であるといえよう。そのためにアグロフォレストリーの導入・実施、薪炭材供給のための植林、農産物加工、ホロホロチョウ飼養、養蜂など生活向上のための取り組み、省エネかまどの普及が盛り込まれ、さらには成功事例の見学、アグロフォレストリーの研修コースへの参加などが計画されている。

植栽本数の少ないトウモロコシ畑が広がる中、所々に森が残されている。いわゆるお墓の森で、中にキリスト教の墓地、一部にはイスラム教の墓地がある。ここからはさすがに薪炭材をとっていかないようで、まだ慣習が生きている証にみえる。これを生かして、組織の強化、住民参加の村落振興が実施できるのではと期待した。

大きなバオバブが、あのまるで引き抜いて逆さに地面に突き刺したような形でたくさん立っている。まだ葉をつけている。やはり葉がない方がバオバブらしい。住民たちはとくに神聖視しているわけでもないようだ。しかし、あるのは大木だけ。小さなバオバブがまったくないのはどういうことだろう。

村の中に立つバオバブノキ

アグロフォレストリーの導入

主食であるトウモロコシが恒常的に不足し、これまで国際機関を通じ援助を受けてきたが、今年度も大不作で、大きな社会不安の一因にもなっているという。実際にその粗放なトウモロコシ栽培をみても、増産には肥料の投入が必要と思われたが、その余裕はないという。少し時間はかかるが、やはりアグロフォレストリーの導入・実施が必須だと思われた。

近くのゾンバにある国際アグロフォレストリー研究センター（ICRAF、最近、WACと改称）マラウィ・プロジェクトサイトを見学し、トウモロコシにグリリシディア（*Gliricidia septum*）を組み合わせ、トウモロコシ生育期にはこれをマルチとしてすきこむ事例をみせてもらったが、その収量差は歴然としたものであった。テフロシア（*Tephrosia*）でもほぼ同様の効果があるようだ。

しかし、対象地域にこの種子・苗木の供給はとてもすぐにはできない。種子が入手できたとしても、苗畑を開設して養苗しないといけないが、長い乾季をもつ地域ゆえ、苗畑は川沿いの灌水のできるところに限られるであろう。各村落に一つずつというのは、リスクが大きすぎる。

トウモロコシとグリリシディアの組み合わせ

苗木を生産する村落、トウモロコシ以外の農産物生産をする村落、森林再生を主力にし薪炭を供給する村落、ホロホロチョウを飼養する村落といったように、24村落が各々特徴をもってもいいのかも知れない。たとえば、養蜂である。村落振興計画ではどの村でも養蜂が挙がっているが、村落の周りにまったく森林のないところもある。蜜源がないのである。まず蜜源となる樹木を植えないといけないし、養蜂にはハチの管理に特別の技術がいる。指導員から、「養蜂を導入する。そのことで生活レベルがあがる、住民全員に利益がある」といわれても、ちょっと戸惑いを感じた。どの村落にも公平に、住民全員の生活レベルを向上させるとの理念はよく理解できるものの、逆にそのために失われる機会があるように思った。難しいところである。

今後の課題

マラウィは、アフリカ大陸での最貧国の一つとされている。それだけに、国際通貨基金（IMF）や世界銀行、さらには先進各国の経済支援を受けている。調査対象地域でも、米国国際開発庁（USAID）、ドイツ技術協力会社（GTZ）、またいくつかのNGOなどが、JICAと同様な活動をしている。一面では支援競争にもなっていて、住民も援助慣れしている面があるようだ。それだけに、成果が比較されるというプレッシャーもある。

アグロフォレストリーをはじめ新しいモデルを示すのに3年間というのは短すぎるが、まだ始まったばかり。現実を直視し、生活にもっとも大きな労働を強いている水運び軽減のための井戸ポンプの設置、トウモロコシ製粉所の設置などハード面での支援を含め、柔軟な対応が必要であろう。課題は多いが、来るべき成果への期待は大きい。

文＝渡辺弘之（JICA同実証調査　作業監理委員会委員長・調査団長／京都大学名誉教授）

ワールドレポート

●ネパール●難しい森林管理——森林国有化を経て模索の途

JICAネパール村落振興・森林保全計画 チーフアドバイザー　牧野利信

ネパール王国の概要

ナマステ（こんにちは）。

ネパール王国は、世界最高峰のサガルマータ（英語名ではエベレスト）をはじめ8000㍍を超える山々が6峰あり（国境上を含む。峰の捉え方で若干異なる）、世界の屋根と呼ばれているほどの山岳国です。しかし、あまり知られてはいませんが、標高60㍍という低地も存在する国です。それも国土の17％もあるのです。ちなみに、カトマンズは標高1300㍍（箱根と同じ位で気候も似ている）、ポカラは850㍍です。

国土は、北緯26度22分～30度27分（ネパールを熱帯国だと思っている人がいるが、北回帰線より北なので熱帯国ではない）、東経80度4分～88度12分に位置し、東西約880㌔、南北160㌔のほぼ長方形をなし、面積は14万7000平方㌔です。北は8000㍍を超える山々を境に中国（チベット：チベット人は中国領とは認めていない）と接し、東西南はインドに接している内陸国です。このため、「閉じ込められた国」（blocked country）と表され、何かとインドの影響を受けています。

地形は大別すると、北にサガルマータ（エベレスト）をはじめとするヒマラヤ山脈（ヒマラヤ：現地語で、常に雪をかぶって白く見える山という意味）を中心とした北部山岳地帯、その南にカトマンズやポカラなど居住人口の多い中部丘陵盆地地帯、最南部に「テライ」と呼ばれる南部低地地帯があります。このため一応北へ行くほど寒く、雪も降ることとなりますが、ネパール人は一般に気温や降雪は緯度よりも標高によるものと考えるため、「東京でも雪が降る」と言うと、「東京は標高が3000㍍以上あるのか」と言ってきます。

気候は、緯度的には亜熱帯に属しますが、前述のように多様性に富む地形のため、大きな地域差があります。北部山岳地帯では暑いということはなく、夏の一時期だけ農業生産活動が可能、中部丘陵盆地地帯は冬の一時期だけ農業生産活動が不可能、南部低地地帯は一年中農業生産活動が可能です。これは気温による影響が大きいのですが、降雨による影響もあります。降水量はモンスーン期間の6～9月が多く、冬季の11月～2月はほとんど皆無です。国際協力事業団（JICA）プロジェクトの位置するポカラは降水量が多いことで有名です。年降水量は6000㍉と日本の約3～4倍、その大部分が雨季に集中するため、雨季の雨の降り方は尋常ではありません。滝のような降雨が毎日続きます。

ネパールの森林

このような自然環境のため森林も多様性に富み、南のタライ低地には亜熱帯ジャングルが存在します。昔はタライ低地一帯が鬱蒼としたジャングルだったそうですが、現在は開発が進み、チトワンの国立公園など保護された国立公園以外はまとまったジャングルは見られません。中部丘陵盆地地帯は常緑広葉樹が多く、標高が上がるにつれ、カシ、クスノキ、サクラ、ハンノキ、モミと変化します。さらに標高の高い山岳地帯になると低木帯、潅木帯、そして森林限界を超えてお花畑のような高山草原となり、最後は植生が存在しない（できない）岩山地帯となります。

ネパールの森林管理は、森林・土壌保全省（Ministry of Foresis and Soil Conservation）が担当しています。同省は、内局のほか、外局の森林局、国立公園・野生動物局、森林調査・研究局、植物資源局、土壌保全・流域管理局で構成されています。

ネパールの森林に関する問題点は、他の途上国と同様、人口増加や経済活動の拡大に起因する森林への過度の圧力による減少・劣化です。

ネパール政府はこの問題を解決するために、1957年に森林を国有化しましたが、これが逆に森林の減少・劣化を加速する結果となってしまいました。それまでは各地域で森林の利用に対し伝統的なルールが存在し、いわゆる共有林として地元住民により自主的な管理がなされ、無理な利用は避けてきた経緯がありました。しかし国有化されたため、地元住民が自分たちで利用できなくなったことに反発し、過度の伐採・利用を不法を承知で行うようになりました。もしネパール政府に十分な管理能力があれば森林保全は可能でしょうが、それはまったくと言ってよいほどありません。これを端的に示す例として、ネパール国は行政単位として75の郡（日本の県に当たる）が存在しますが、管理すべき政府機関の出先事務所が郡によって存在しないことがあります。あっても職員は少数で、とても郡全体を管理することはできません。

村落資源(森林も含む)保全計画を話し合う住民たち。後方は森林劣化が進んだ山

そこでネパール政府は、1970年後半から徐々に政策を変更。森林保全に資するために地元住民による自主管理を認め、きちんと管理できる団体（住民）に対しては、コミュニティー・フォレスト（共有林）として払い下げることとなりました。しかしながら、このための条件が非常に厳しく、なかなか進展しない状況にあります。

このような状況のもと、JICAの「ネパール村落振興・森林保全計画」（愛称サビハ）では、住民による持続的な森林（環境）保全を可能にすべく、住民参加型のプロジェクトを実施しています。森林プロジェクトとして森林保護、植林を行っても、住民の利益に直結しなければ、貧困下にある住民には逆に生活を脅かしかねないものとなり、せっかく保護した森林、植えた木も無駄となってしまいます。過去のさまざまな森林保全・緑化プロジェクトには、残念ながらそのような結果に終わっているものもあります。そのため、森林保全の担い手としての住民の生活向上を図りつつ、住民たち自身に森林（環境）保全を図れる能力を付加すべく、識字教育、計画立案・管理経営能力トレーニング等を実務を通じて行っています。

同プロジェクトの特徴は、実行単位を流域で区切らず、行政区画（郡、村、集落等）を基にしている点にあります。プロジェクトの実施に当たり、住民をこれら既存の村落・集落ごとに区分して、それに対してプロジェクト支援を行っています。その理由は、もし受益者グループへの直接的支援だと、過去の例に見られるように、プロジェクト撤収後の持続性に甚だ疑問があるためです。既存の組織が基盤であれば、将来にわたって持続性が見込めます。

また、ネパールでは現在、権限の地方委譲が進められており、その一環として地方公共団体（郡、村）に予算が分配され、各自の判断による使い方が可能となってきています。当JICAプロジェクトでは、各集落がこうした予算を有意義かつ民主的に活用できるよう技術支援も行っています。この手法は非常に注目されており、他国・他ドナーのプロジェクトでも、表面には出しませんが模倣しているものもあります。

私見ではありますが、この既存の地方行政組織を通じての支援は、単にプロジェクトの実行、目的達成のみならず、国としての行政組織の育成にも寄与し、国造りに役立っていると考えられます。また、日本においても、同様な手法により地方行政の改革、住民参加による自主的な行政推進として有意義ではないか、とこの頃感じています。

Green Earth 講座

●持続可能な開発に関する世界首脳会議――南ア・ヨハネスブルグ、02年9月4日採択

持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言（政治宣言）

――外務省暫定訳――

（全文）

我々の起源から将来へ

1．我々、世界の人々の代表は、2002年9月2日から4日にかけて南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界サミットに集い、持続可能な開発へのコミットメントを再確認する。

2．我々は、すべての人間の尊厳を認識し、人道的で、平等で、思いやりのある地球社会を建設することにコミットする。

3．このサミットの始まりに、世界の子供たちが我々に対し素朴な、しかしはっきりとした口調で未来の世界は彼らのものであると語りかけ、我々すべてに対して、我々の行動を通じて、彼らが貧困、環境破壊及び持続可能でない開発パターンによる屈辱的かつ不当な世界を相続することがないことを確保するよう求めた。

4．我々は、我々全体の将来を代表するこれらの子供たちへの返答の一環として、世界の隅々から集い、異なる生活体験を持つ我々全員が、同時に、緊急に新しくより明るい希望の世界を作り上げなければならないとの深い意識に基づき結束している。

5．従って我々は、持続可能な開発の、互いに関連し、相互補完的な支柱である経済開発、社会開発及び環境保護を、地方、国、地域及び世界的レベルで更に推進し強化するとの共同の責任を負うものである。

6．人類発祥の地であるこの大陸から、我々は、互いに対する、より大きな生命共同体や我々の子供たちに対する責任を、実施計画とこの宣言を通じて宣する。

7．我々は、人類が今分岐点に立っていることを認識し、貧困撲滅と人間の発展につながる現実的で目に見える計画を策定する必要に応じるために、確固たる取り組みを行うとの共通の決意をもって団結した。

ストックホルムからリオ・デ・ジャネイロを経てヨハネスブルグへ

8．30年前、我々はストックホルムにおいて環境破壊の問題に対処する緊急な必要性があることについて合意した。10年前に、リオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議において、我々は、リオ原則に基づき、環境保護と社会及び経済開発が、持続可能な開発の原則であることについて合意した。そのような開発を達成するために、我々はアジェンダ21及びリオ宣言というグローバルな計画を採択した。我々はこれらへのコミットメントを再確認する。リオ・サミットは、持続可能な開発に向けた新しいアジェンダを決定した重要な一里塚であった。

9．リオからヨハネスブルグにかけての間、世界の国々は国連の下で、開発資金に関するモンテレイ会議並びにドーハ閣僚会議を含むいくつかの主要な会議を開催した。これらの会議は世界のために人類の将来についての包括的なヴィジョンを提供した。

10．ヨハネスブルグ・サミットでは、我々は、持続可能な開発のヴィジョンを尊重し実施する世界に向けて、共通の道を探す建設的な努力の過程で、人々や見解を織り交ぜ内容の濃い織物を織り上げ、多くを達成した。ヨハネスブルグではまた、我々の地球のすべての人々の間で、グローバルな合意とパートナーシップを達成することに向けて相当の前進があったことが確認された。

我々が直面する挑戦

11．我々は、貧困撲滅及び経済・社会成長のために生産消費形態を変更し天然資源の基盤を保護・管理することが持続可能な開発に向けた全般的な目的であり、不可欠な条件であることを認識する。

12．富める者と貧しい者の間にある人間社会を分断する深い断層、及び先進国と開発途上国の間の格差の増大は、世界的繁栄、治安及び安定にとって主要な脅威である。

13．地球環境は依然として被害を蒙っている。生物多様性の損失は続き、漁業資源は悪化し続け、砂漠化により更に多くの肥沃な土地が失われ、地球温暖化の悪影響は既に表面化しており、自然災害はより頻繁に起こりより甚大な被害を及ぼし開発途上国がより被害を受けやすく、大気、水及び海洋汚染は何百万もの人々から適切な生活を奪い続けている。

14．グローバリゼーションにより、これらの挑戦に新しい側面が加えられた。世界中での市場の急速な統合、資本の流動性及び投資の流れの顕著な増大は、持続可能な開発を追求するにあたり、新たな挑戦及び可能性をもたらした。しかしながら、グローバリゼーションの利益とコストの配分は不均一であり、これらの挑戦に対応するにあたり開発途上国が特別な困難に直面している。

15．これらのグローバルな格差は恒常化してしまう可能性があり、また、我々が貧困層の生活を根本的に変える方向で行動しない限りは、世界の貧困層は彼らの代表及び我々がコミットしている民主的システムに対する信頼を失い、代表者たちの言葉を信用しなくなることになりかねない。

持続可能な開発に向けた我々のコミットメント

16．我々は、我々の共同の力である我々の豊かな多様性が、変革のための建設的なパートナーシップ及び持続可能な開発の共通の目標の達成のために用いられることを確保する決意である。

人類の連帯を形成することの重要性を認識し、我々は、世界の文明及び民側の間の対話を、人種、障害、宗教、言語、文化及び伝統にかかわらず、促進することを求める。

17．我々は、ヨハネスブルグ・サミットが、人間の尊厳が犯すことのできないものであることに焦点をあてたことを歓迎し、目標、タイムテーブル及びパートナーシップについての決定を通じて清浄な水、衛生、適切なシェルター、エネルギー、健康管理、食料安全保障及び生物多様性の保全といった基本的なニーズへのアクセスを急速に増加させることを決意した。同時に我々は、資金源にアクセスでき、市場開放から恩恵を享受し、キャパシティー・ビルディングを確実にし、開発をもたらすために現代技術を用いることなどのために協働で相互を支援し、また、永遠に未開発を追放するために技術移転、人材開発、教育及び訓練が行われることを確保する。

我々は、人々の持続可能な発展に対して深刻な脅威となっている世界的な状況との闘いに対して特別の注意をはらい、優先的な配慮を行うとの約束を再確認する。これらの世界的状況には、恒常的飢餓、栄養失調、外国による占領、武装紛争、不正な麻薬問題、組織犯罪、汚職、自然災害、不正な武器の売買、人身売買、テロリズム、非寛容、特にHIV／AIDS、マラリア及び結核を含む伝染病及び慢性の病気が含まれる。

18．我々は、女性への権能付与と女性の解放及び性の平等が、アジェンダ21、ミレニアム開発目標及びヨハネスブルグ実施計画に含まれるすべての活動に統合されることを確保することを約束する。

19．我々は、地球社会が、すべての人類が直面している貧困撲滅と持続可能な開発への挑戦に対処するに足る手段と資源を有するとの現実を認識する。我々は共に、これらの入手可能な資源を人類の利益のために使用することを確保するために更なる措置を講ずる。

20．この関係で、我々の開発目標とターゲットの達成に貢献するために、我々は未だに政府開発援助の国際的に合意されたレベルを達成していない先進国に対し、そのレベルに向けて具体的努力を行うよう要請する。

21．我々は、地域的協力を振興し、国際協力を改善し、持続可能な開発を推進するために、アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）のような、より強力な地域のグループや提携の出現を歓迎し、支援する。

22．我々は、小島嶼開発途上国や最貧国の開発ニーズに対し今後とも特別な注意を払う。

我々は、持続可能な開発における先住民の重要な役割を再確認する。

23．我々は、持続可能な開発にとって、長期的展望及びすべてのレベルにおける政策形成と意思決定および実施について広範な参加が必要であることを認識する。社会のパートナーとして、我々は、メジャーグループの独立性と重要な役割を尊重しつつ、彼らすべてとの安定したパートナーシップのために引き続き努力する。

24．我々は、民間部門が合法的な活動を遂行する上で、大企業も小企業も、平等で持続可能なコミュニティーと社会の推進に貢献する義務があることに同意する。

25．我々はまた、国際労働機関（ILO）の職場における基本的原則及び権利に関する宣言を考慮しつつ、収入をもたらす雇用機会を増大するための支援を行うことに合意する。

26．我々は、民間部門の企業が説明責任を履行する必要があることに同意する。このことは、透明で安定した規制環境の下で実行されるべきである。

27．我々は、アジェンダ21、ミレニアム開発目標及びヨハネスブルグ実施計画の効果的な実施のために、あらゆるレベルでガバナンスを強化し改善することを約束する。

多国間主義に将来がある

28．持続可能な開発の目標を達成するためには、より効果的な、民主的で責任ある国際及び多国間機関が必要である。

29．我々は、国連憲章の原則及び目的、国際法並びに多国間主義の強化に対する我々のコミットメントを再確認する。世界で最も普遍的で代表性のある機関である国連は、持続可能な開発を推進するのに最も適しており、我々は国連の主導的役割を支持する。

30．我々は更に、我々の持続可能な開発の目標と目的の達成に向けた進捗を定期的にモニターすることを約束する。

ことを起こせ！

31．我々は、これは、この歴史的なヨハネスブルグ・サミットに参加したすべてのメジャーグループ及び政府の参加を得た包含的プロセスであるべきことにつき合意している。

32．我々は、我々の地球を救い、人類の発展を促進し、世界の繁栄と平和を達成するために、共通の決意により団結し、共同で行動することを約束する。

33．我々はヨハネスブルグ実施計画を支持し、その中に含まれる時限を限った社会経済及び環境の目標の達成を促進することを約束する。

34．人類のゆりかごであるアフリカ大陸から、世界中の人々及びこの地球を確実に受け継ぐ世代に対し、我々は、我々すべての望みである持続可能な開発の実現を確実なものとすることを決意したことを厳粛に宣言する。

我々は、南アフリカ政府及び人々に対し、その寛大な歓待と持続可能な開発に関する首脳会議のためのすばらしい準備に対して深い感謝の意を表する。

センターの活動

熱帯林放棄バイオマス再資源化支援調査委員会を開催

平成11年度から実施している熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業の平成14年度第1回委員会を6月3日に開催し、本年度の事業計画などの検討を行いました。

モデル・フォレスト活動促進支援事業推進委員会を開催

平成10年度から実施しているモデル・フォレスト活動促進支援事業について、本年度第1回委員会を6月11日に開催し、ベトナムとミャンマーで実施している事業の本年度実行計画などについて検討しました。

地域住民森林管理実証調査事業（アグロフォレストリー型）調査推進委員会を開催

平成13年度から実施している地域住民森林管理実証調査事業（アグロフォレストリー型）について、本年度第1回委員会を6月11日に開催し、本事業の全体的な枠組み、最終的な成果目標および本年度の事業計画などについて検討しました。

林業NGO等活動支援事業の助成対象を内定

熱帯林の保全造成などを行っている林業NGOを対象として当センターが実施する本年度の助成について6月11日、審査委員会で検討の結果、以下の事業への助成を内定しました。

◇

〈国際NGO連携強化〉

NGOが熱帯林の保全・造成を推進するために、国際的な会議、ワークショップ等に参加する費用を助成するものです。

▼**（財）オイスカ**
持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）

▼**マングローブ植林行動計画**
住民参加によるマングローブ植林（ミャンマー国イラワジ管区）

▼**（財）国際マングローブ生態系協会**
持続可能なマングローブ生態系管理に向けたワールド・マングローブ・ワークプラン作成のための国際ワークショップ

◇

〈緑化プロジェクト形成調査〉

NGOが熱帯林造成等のプロジェクトを形成するために必要な調査費用を助成するものです。

▼**（財）オイスカ**
フィジー国ビチレブ島植林プロジェクト形成調査

▼**緑のサヘル**
チャド国モンゴ地区における植林を中心とする環境保全プロジェクトのための基礎社会調査

▼**ヒマラヤン・グリーン・クラブ**
西南アジア山間集落における灌漑のための水資源エネルギー導入計画と調査

◇

〈カウンターパート受け入れ研修〉

NGOが相手国のカウンターパートを受け入れて日本国内で行う研修を支援するものです。

▼**（財）オイスカ**
「子供の森」計画事業カウンターパート受け入れ研修

▼**（特活）地球緑化センター**
「中国緑化事業受け入れ研修」事業

▼**マングローブ植林行動計画**
ミャンマー・プロジェクトのカウンターパート受け入れ研修

▼**（特活）緑の地球ネットワーク**
中国大同市緑化協力訪日団の受け入れ研修

▼**（特活）呼倫貝爾地域緑化推進協力会**
中国呼倫貝爾地域植林プロジェクト推進のための人材育成事業

多様な機能を発揮するための森林整備に関する調査委員会を開催

平成12年度より実施している多様な機能を発揮するための森林整備に関する調査事業の本年度第1回委員会を7月1日に開催し、本年度調査の進め方などについて検討しました。

CDM植林推進技術開発事業委員会・第1回CO_2固定量計測技術小委員会を開催

平成12年度より実施している本事業の本年度第1回委員会および小委員会を7月4日に開催し、本年度事業の進め方などについて検討しました。

海外林業研究会総会・役員会の開催

当センターが事務局を担当している海外林業研究会の平成13年度総会・役員会が7月10日に開催され、事業実行報告、平成14年度の事業計画案等が審議を経て承認されました。

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を8月8日に開催し、次号55号の掲載原稿の最終検討と確定、次々号56号の構成と掲載原稿の検討を行いました。

中学生グループが訪問、国際緑化協力などについて学習

東京都町田市立町田第一中学校の2年生6名が、9月24日、当センターを訪れ、世界の森林や国際緑化協力などについて説明を受けました。今回の訪問は、「人間として、世界に協力できることを見つけよう」をテーマとした学習の一環として行われたもの。生徒たちは、当センターが今春作成した子ども向け副読本『地球環境と森林』をテキストに、熱心に学習しました。

平成14年度海外林業人材育成研修、参加者17名を選抜

海外で緑化活動を展開している林業NGOを対象に、その実践的な技術の習得を支援するための海外林業人材育成研修を、本年度は10月25日から11月8日まで15日間の日程で行います。応募者多数の中から、このほど17名の参加者を選抜しました。今年度は、国内で3日間の事前研修の後、ミャンマーにおいて、砂漠化の進行する中央乾燥地ならびにテイーク林で有名なバゴー山系を控えるバゴー管区で実施します。

その他の情報

★マングローブ植林大作戦連絡協議会〈タイ・マングローブ植林実行委員会〉「日・タイ友好マングローブ植林2002」

マングローブ植林大作戦連絡協議会〈タイ・マングローブ植林実行委員会〉では、タイ国の2地域で現地の人々と共にマングローブを植える「日・タイ友好マングローブ植林2002」の参加者を募集しています。

日程：11月27日（水）～12月2日（月）
費用：11万円（成田／関西空港発着）
12万3千円（福岡空港発着）
定員：100名
（定員になり次第締切）
植林地：タイ国クラビ市郊外およびパンガ県
企画：タイ・マングローブ植林実行委員会
〒262-0018　千葉市花見川区畑町662-147
http://www.mangrove.gr.jp/

お問合わせ、申込みは直接、左記の旅行代理店まで。

◇**近畿日本ツーリスト（株）神田法人旅行支店（担当：土屋、豊田）**
電　話＝03-3259-1127
FAX＝03-3259-1222

★近畿中国森林管理局が「美しい里山のフォトコンテスト」作品募集中

近畿中国森林管理局では、日本人の原風景として守り伝えるべき里山とはどういうものかを探るために、以下の要領で作品を募集しています。

テーマ：里山の風と光
作　品：2L判～4つ切り判。
カラー、白黒いずれも可。
自作、未発表のものに限る。
締　切：平成14年11月20日（水）

詳細および送り先は、左記まで。

◇**近畿中国森林管理局　企画調整室**
〒530-0042　大阪市北区天満橋1丁目8番75号
電　話＝06-6881-3406
FAX＝06-6881-3415
URL＝http://www.rinya-osaka.go.jp

基金へのご協力

熱帯地域の森林造成に役立てて欲しいと次のご寄付をいただきました。

◆（株）東京木工所（谷口政幸社長）より、45万円のご寄付
◆井上幹博様（JICAインドネシア森林火災計画フェーズⅡリーダー）より、5万6700円のご寄付
◆山口大輔様（福岡県立小倉高校1年生）より、1500円のご寄付

緑の地球
第12巻第4／5号（隔月発行）
平成14年9月30日発行
編集／緑の地球編集委員会　〒112-0004 東京都文京区後楽1－7－12 林友ビル3階
発行／(財)国際緑化推進センター　電話03(5689)3450　FAX03(5689)3360

国際緑化推進にご参加ください

明日の地球にゆたかな森林を残しましょう

——あなたもセンターの活動にご協力ください——

国際緑化推進センターの事業は、広く国民のみなさま、企業等のご協力によって造成された基金（国際緑化基金）の運用益によって行われています。当センターは、特定公益増進法人として認定されていますので、基金への寄付金に対しては、租税の特例措置が適用になります。

〈特例措置の内容〉

◆個人が贈与される場合:　総所得額の25%を限度として、寄付金額から1万円を差し引いた金額が所得税から控除されます。相続財産を贈与される場合は、相続税の課税価額に算入されません。

◆法人が贈与される場合：一般寄附金と同額の範囲内において、別枠で損金扱いとすることができます。

1本100円——あなたも熱帯に木を植えてみませんか

熱帯林造成基金

熱帯地域の緑化にあなたもご協力ください。1本100円で立派な樹木を植えることができます。みなさまのご厚意がたくさん集まって、「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯林の造成を目指し、国民のみなさま、企業、団体などからの浄財を募り、熱帯地域での植林を実施しています。

国際緑化基金、賛助会費および熱帯林造成基金へのお申込み先

財団法人 国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360
＜ご送金は下記の銀行へお振り込みください＞
口座名･･･（財）国際緑化推進センター
●国際緑化基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0477245
　　三井住友銀行春日支店／普通口座0366832
●賛助会費：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0496575
●熱帯林造成基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0497178

国際緑化の情報をお届けします——賛助会員へご入会ください

賛助会員は、個人会員と法人会員があります。

◆会費：個人　1口　10,000円
　　法人　1口　100,000円

◆資格：個人、法人、法人以外の団体、地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、当センターが発行する出版物および各種サービスを受けることができます。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@jifpro.or.jp　URL：http://www.jifpro.or.jp/